

# お知らせ なんたん



第15号(2の1)平成18年8月25日発行

## 児童手当の申請はお済みですか？

平成18年4月1日から、児童手当制度の支給対象年齢が、小学校第3学年修了から小学校修了までに拡大され、所得制限限度額が引き上げられました。まだ申請されていない方は、9月30日までに各支所健康福祉課まで申請をしてください。申請が遅れますと、4月分までさかのぼって支給できませんのでご注意ください。(公務員の方は勤務先で申請してください) ※下記以外の方で、今まで申請されていない方は、申請月の翌月からの支給となります。

- 小学校4年生の児童(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の保護者  
3月分まで児童手当を受給されていた方は、申請の手続きは必要ありません。引き続き支給されます。受給されていない方は、認定請求の手続きが必要となります。
- 小学校5・6年生の児童(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)の保護者  
現在、児童手当を受給されていない方は認定請求を、受給されている方は額改定認定請求の手続きが必要となります。
- 所得オーバーで却下になった方  
所得制限限度額が引き上げられましたので、新たに認定される可能性がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。
- 申請に必要なもの
  - ・健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
  - ・印鑑 ・預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)
  - ・児童手当用所得証明書(平成17年1月1日以降に南丹市の区域に転入された方)または課税証明書

◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課  
TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041  
福祉事務所 児童福祉係 TEL) 68-0007

## 平成18年度中学校卒業程度認定試験の受験案内

中学校卒業程度認定試験(中卒認定)とは、学校教育法第23条の規定により病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子女などに対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

- 受験資格  
次の(1)から(4)までいずれかに該当する者が受験できます。  
(1)就学義務猶予免除者である者または就学義務猶予免除者であった者で、平成19年3月31日までに満15歳以上になる者  
(2)保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、平成19年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者  
(3)平成19年3月31日までに満16歳以上になる者  
※(1)および(4)に掲げる者を除く。  
(4)日本の国籍を有しない者で、平成19年3月31日までに満15歳以上になるもの

- 試験科目と程度  
試験科目は、中学校の国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科です。また、試験の程度は各教科について、これらを履修した場合と同程度ですので、教科書などを参考に準備してください。

- 出願期間 8月25日(金)～9月12日(火) ※消印有効

- 出願方法  
願書などの書類は文部科学省または京都府教育庁指導部学校教育課にあるので、書面による出願については、出願者が文部科学省へ直接出願してください。また、インターネットを利用してオンライン手続きにより出願することも可能です。(文部科学省ホームページアドレス <https://shinsei-cert.mext.go.jp/>)

- 試験日 平成18年11月6日(月)

◇問合せ先 京都府教育庁指導部 学校教育課 振興免許係  
TEL) (075) 414-5838

## 南丹市総合振興計画審議会委員の公募について

南丹市では、市が策定する総合振興計画について調査、審議するため「南丹市総合振興計画審議会」を設置することとなりました。市民参加による開かれた市政や総合計画への市民参画を積極的に推進するため、市民の方々より委員を公募します。

- 応募資格 南丹市内に住所を有し、平成18年4月1日現在で満20歳以上の方で、審議会において積極的に意見を述べていただける方
- 募集人員 若干名
- 任期 委嘱の日から2年間
- 選考方法 選考会において作文の内容について評価し、選考します。
- 応募方法 専用の応募申込書(南丹市のホームページからダウンロードできます)または、任意の様式に①住所②氏名③生年月日④性別⑤電話番号⑥作文「南丹市の未来づくりについて」(800字以内)を記載し、9月15日(金)まで(午後5時必着)に、郵送・Eメール・FAXのいずれかにより、下記までご応募ください。

◇応募・問合せ先 企画情報課 企画係  
TEL) 68-0003 FAX) 63-0653  
Eメール) kikaku@city.nantan.kyoto.jp

## 平成18年度文化財保護に関する巡回相談のご案内

未指定を含む社寺などの文化財の所有者が、保存・修理などに関してさまざまな問題を抱えていることに対応するため、文化財保護に携わる機関などが一堂に会する総合的な相談の場が開設されます。地域に関係なく、いずれの会場でも無料で相談できますので、参加される場合は市教育委員会社会教育課までご連絡ください。

- 対象 文化財(未指定を含む)を所有する宗教法人および団体・個人を対象に、物件の製作年代および保存・修理をする場合の留意点ならびに補助・貸付対象としての適否等のほか、保護全般に関する相談など。

実施日	時間	実施会場
9月26日(火)	午後1時～4時	福知山市民会館 2階24号室 福知山市字内記100番地 TEL(0773)22-9551
9月27日(水)	午後1時～4時	みやづ歴史の館 3階「中央公民館」大会議室 宮津市字鶴賀2164 TEL(0772)20-3390
9月28日(木)	午前10時～午後4時	きょうと平安会館 2階嵯峨の間 京都市上京区烏丸通上長者町上ル TEL(075)432-6181
9月29日(金)	午後1時～4時	京都府田辺総合庁舎 保健所棟2階「講堂」 京田辺市田辺明田1 TEL(0774)62-0777

◇問合せ先 教育委員会 社会教育課 TEL) 68-0057  
(財)京都文化財団(文化財保護基金室) TEL (075) 213-3660

## 八木B&Gプールからのお知らせ

本年度は9月3日(日)をもって、南丹市八木B&G海洋センタープールを終了します。過ぎゆく夏をB&Gプールでご満喫ください。ご来場をお待ちしています。

◇問合せ先 教育委員会 教育振興係(八木) TEL) 68-0025  
南丹市八木B&G海洋センタープール TEL) (0771) 42-3885

## 蔵書点検期間中の閉室のお知らせ

南丹市日吉図書室では、9月5日(火)～8日(金)の間、皆さまの大切な図書資料を管理する上で必要な蔵書点検を行います。期間中は、南丹市日吉図書室および南丹市興風児童館図書室はご利用いただけません。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 南丹市日吉図書室 TEL) 68-0036

## ◀ 八木支所各課・係への問合せ先について ▶

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。